

7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

資料1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																									
(4) 売買春への対策の推進	ア 売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援 ○ 売買春の取締りの強化 ① 女性が売買春の被害者とならないよう、売買春の根絶に向け、売春防止法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）等の関係規定を厳正かつ適切に運用し、売春の周旋行為等の取締りの強化を図る。	警察庁	○ 売春防止法違反検挙件数・検挙人員（警察庁） 平成20年 1,842件 662人 平成19年 1,867件 775人 平成18年 1,863件 928人 ○ 児童買春・児童ポルノ法に基づく児童買春事犯等の取締り及び被害児童の保護を推進。（警察庁） <table><tr><th colspan="4">児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況</th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">件数</th><th colspan="3">人員</th></tr><tr><th>計</th><th>児童買春</th><th>児童ポルノ</th><th>計</th><th>児童買春</th><th>児童ポルノ</th></tr><tr><td>20年</td><td>1,732</td><td>1,056</td><td>676</td><td>1,272</td><td>860</td><td>412</td></tr><tr><td>19年</td><td>1,914</td><td>1,347</td><td>567</td><td>1,361</td><td>984</td><td>377</td></tr><tr><td>18年</td><td>2,229</td><td>1,613</td><td>616</td><td>1,490</td><td>1,140</td><td>350</td></tr></table>	児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況								件数			人員			計	児童買春	児童ポルノ	計	児童買春	児童ポルノ	20年	1,732	1,056	676	1,272	860	412	19年	1,914	1,347	567	1,361	984	377	18年	2,229	1,613	616	1,490	1,140	350
児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況																																												
	件数			人員																																								
	計	児童買春	児童ポルノ	計	児童買春	児童ポルノ																																						
20年	1,732	1,056	676	1,272	860	412																																						
19年	1,914	1,347	567	1,361	984	377																																						
18年	2,229	1,613	616	1,490	1,140	350																																						

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○売買春からの女性保護 ②売買春を未然に防止するため、経済的、精神的に不安定な状態にある女性に対して広く相談に応じる中で、売春をするおそれのある女性を早期に発見し、指導する等、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努める。 ○社会復帰支援の充実 ③売春を行ったために保護観察に付された女性に対しては、社会の中で通常の生活をさせながら、必要な指導等や就職の援助、生活環境の調整等を行うことにより、再び売春を行うことのないよう社会復帰を支援する。また、刑務所、少年院及び婦人補導院における矯正教育の一層の充実に努める。	厚生労働省 法務省	○ 要保護女子に対する相談、保護の実施(厚生労働省 昭和31年～) 婦人相談所及び婦人相談員が受け付けた相談実人員 17年度:73,058人、18年度:75,377人、19年度:77,467人 ○ 刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下、受刑者個々の特性や問題性等を踏まえた個別の処遇計画に基づき、本人の改善更生、円滑な社会復帰に必要な改善指導、就労支援等を実施。(法務省) ○ 少年院においては、異性問題等に関する個別指導や集団指導を適宜組み合わせながら、少年一人ひとりの問題性に応じた矯正教育を実施。(法務省) ○ 婦人補導院においては、個別の指導計画に基づき、生活指導、職業補導等を実施することとしている。(法務省) ○ 保護観察所においては、保護観察対象者の特性に即した適切な処遇を拡充し、自立支援や生活環境の調整などを実施。(法務省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○関係機関との連携の強化 ④搾取を伴う売春の被害者の保護及び社会復帰支援については、婦人相談所と関係機関との連携を強化する。 ○啓発活動の推進 ⑤女性の性を商品化するような風潮を一掃するため、社会的、倫理的啓発活動や、女性の人権を尊重する啓発活動を推進する。	警察庁、厚生労働省 内閣府、法務省、関係府省	○ 売春等を強要された人身取引被害者であると認められた外国人女性等を、婦人相談所に対し保護依頼を行うに当たっては、担当者と相互に情報交換を行うなど連携を強化するように指導。（警察庁） ○ 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備（厚生労働省 平成14年度～）（7（1）イ⑦に前掲） 17年度：43都道府県、18年度：44都道府県、19年度：42都道府県 ○ 女性に対する暴力をなくす運動（男女共同参画推進本部 毎年 11月12日～25日）（7（1）ア①に前掲） ○ 法務省の人権擁護機関では、啓発活動年間強調事項の一つに「女性の人権を守ろう」を掲げ、テレビ・出版物による広報、ポスター・パンフレット等の配布、講演会・座談会等を実施（法務省）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等															
	イ 児童に関する対策の推進 ○児童買春の取締りの強化等 ①児童買春は、児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童買春・児童ポルノ法に基づき、児童買春の取締りに今後とも積極的に取り組むとともに、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為(児童自身の行為を含む)等の厳正な取締りを行い、児童に対しては、適切な立直り支援に努める。また、事件の捜査・公判の過程において児童の人権及び特性に配慮する。	警察庁、法務省	○ 児童買春・児童ポルノ法に基づく児童買春事犯等の取締り及び被害児童の保護(警察庁)。 ○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)に基づき、禁止誘引行為等の厳正な取締りを行うとともに、被害児童の保護を推進。(警察庁 平成15年度～) ・出会い系サイトに関係した事件の検挙状況 平成20年 1,592件 平成19年 1,753件 平成18年 1,915件 <table><tr><td colspan="3">出会い系サイト規制法第6条（禁止誘引行為）違反の検挙状況</td></tr><tr><td>区分</td><td>件数</td><td>人員</td></tr><tr><td>20年</td><td>367</td><td>367</td></tr><tr><td>19年</td><td>122</td><td>114</td></tr><tr><td>18年</td><td>47</td><td>48</td></tr></table>	出会い系サイト規制法第6条（禁止誘引行為）違反の検挙状況			区分	件数	人員	20年	367	367	19年	122	114	18年	47	48
出会い系サイト規制法第6条（禁止誘引行為）違反の検挙状況																		
区分	件数	人員																
20年	367	367																
19年	122	114																
18年	47	48																

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○被害児童等に対する適切な対応 ②児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所などを行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。	厚生労働省、警察庁	○平成20年の児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反事件の通常受理件数は1,549件、起訴件数は1,294件(うち公判請求は577件、略式命令請求は717件)、不起訴件数は128件であり、検察庁においても、積極的に同法を適用し、児童の性的搾取に対して厳正な科刑の実現に努めている。また、平成20年のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反事件の通常受理件数は154件、起訴件数は99件(うち公判請求は1件、略式命令請求は98件)、不起訴件数は53件であり、児童に有害な影響を与える行為に対し、厳正な取締りを行うべく、対応している。児童が被害者あるいは関係者となっているこれらの事件の捜査・公判においては、各地方検察庁に配置された被害者支援員が、児童や保護者からの相談等に対応している。また、事案によって、女性捜査官に事案を担当させたり、取調べについては自宅での聴取を実施することや、検察庁への来庁に女性警察官や保護者の同行、送迎を依頼したり、立会いに配慮するなどしている。公判においては、証人への付き添い、遮へい、ビデオリンク方式等の適切な運用のために裁判所に意見を述べるなどして、児童の人権及び特性に配慮した刑事手続の運用に努めている。(法務省) ○被害少年に対して、継続的にカウンセリングを行うなどの支援を実施。また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるように配慮。(警察庁) ○児童相談所においては、医学的又は心理学的なケアを必要とする子どもに対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施している。(厚生労働省)(7(3)ア⑤に前掲) ○婦人相談所における心理療法担当職員の配置(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ③に前掲) 婦人相談所 17年度:31カ所、18年度:33カ所、19年度:33カ所

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	③学校教育の場においても、児童買春等により心身に被害を受けた児童・生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどの学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携をとるなど、より適切な措置を講じる。 ④児童や保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。 ○啓発活動の推進等 ⑤児童及び広く一般に対して、いわゆる援助交際は児童買春につながるものであり、犯罪に至るおそれが高いものであるという認識を徹底するとともに、児童等が自分を大切に、売春に走らないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進する。	文部科学省 警察庁 警察庁、文部科学省、厚生労働省	○被害児童生徒への心のケアに当たって、学校におけるカウンセリング機能の充実をはかるため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを公立小学校約3100校、公立中学校約8400校に配置。(平成20年度実績)(文部科学省 平成7年度～) ○教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを944人配置。(平成20年度実績)(文部科学省 平成20年度～) ○子どもの心身の健康問題の早期発見、早期対応を図るため、養護教諭や一般の教職員を対象とした効果的な健康観察や健康相談の方法等に関する指導参考資料を作成。(文部科学省 平成20年～) ○相談者が利用しやすいように電話相談窓口やファックスの設置、フリーダイヤルの導入、メールでの相談受理を実施しているほか、少年相談窓口を地域において広く周知するため広報啓発活動を実施。(警察庁) ○携帯電話等のフィルタリングの利用促進に重点を置いた対策を推進するため、平成19年2月に「携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について」(通達)を、平成20年3月に「子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動について」(通達)を、平成21年2月に「青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動について」(通知)をそれぞれ発出して、非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等への参加を促進。(文部科学省、警察庁、総務省、経済産業省 平成18年度～) ○学校で非行防止教室、薬物濫用教室等を開催するとともに、地域住民や少年の保護者が参加する非行問題に関する座談会を開催するなどして、少年非行・犯罪被害の実態や少年警察活動についての理解を促進。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	⑥国民への広報啓発やフィルタリングシステムの普及啓発活動、民間団体と連携した事業者及び出会い系サイトを利用している児童への働きかけなど児童による出会い系サイトの利用を防止するための施策を推進する。	警察庁	○「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料(非行防止教室を中心とした取組)」を作成、各教育委員会・学校等へ配布。(文部科学省、警察庁 平成18年5月) ○ 家庭教育手帳を作成。(文部科学省) ○ 都道府県における婦人保護事業の啓蒙普及(講演会、ポスター、リーフレット等)(厚生労働省)(7(1)イ①に前掲) ○ 携帯電話等のフィルタリングの利用促進に重点を置いた対策を推進するため、平成19年2月に「携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について」(通達)を、平成20年3月に「子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動について」(通達)を、平成21年2月に「青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動について」(通知)をそれぞれ発出して、非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等への参加を促進。(文部科学省、警察庁、総務省、経済産業省 平成18年度～)(7(4)イ⑤に前掲) ○ 警察庁ホームページに出会い系サイトに係る犯罪予防のための情報をわかりやすくまとめたコンテンツを掲載してサイトの危険性等について注意喚起を実施。(警察庁 平成17年度～) ○ 広報啓発用リーフレットを作成し、都道府県警察を通じて全国の中学生及び高校生対象に配布して出会い系サイトの危険性等について注意喚起を実施。(警察庁) ・広報啓発用リーフレット配布部数 平成20年 1,760,000部 平成19年 1,628,000部 平成18年 1,491,000部

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	⑦旅行業界においては、業界団体及び主要な旅行会社が、平成17年3月、国連児童基金(ユニセフ)等が普及推進する「旅行と観光における性的搾取から子どもを保護するための行動規範」への参加を表明したところであり、引き続きこのような業界の自主的な取組を促すとともに、関係法令の遵守徹底のための指導、監督を行う。	警察庁、外務省、国土交通省、関係府省	○ 平成18年11月、平成19年11月及び平成20年10月に「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取に関するセミナー」を開催し、日本国民が国外で犯した児童買春・児童ポルノ事犯の取締りや国際捜査協力を実施。(警察庁 平成18年度～)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
(5)人身取引への 対策の推進	ア 人身取引対策行動計画の積極的な推進 ○関係施策の積極的な推進 ①平成16年12月7日策定の人身取引対策行動計画に沿って、関係施策を積極的に推進する。	内閣官房、関係府省	○ 人身取引対策行動計画に基づき、関係省庁が連携して、在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し(法務省 平成17年及び18年)、IC旅券の導入(外務省 平成18年～)、「人身売買罪」の創設を始めとした刑事法制の整備(法務省 平成17年)、悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底(警察庁)、婦人相談所における保護(厚生労働省 平成16年度～)、民間シェルター等への一時保護委託(厚生労働省 平成17年度～)、在留特別許可の弾力的な運用による被害者の救済(法務省 平成17年～)、政府調査団の派遣(外務省)、IOM(国際移住機関)を通じた人身取引被害者の帰国支援事業(外務省 平成17年度～)、被害者帰国支援のため毎年IOMへ拠出(外務省 平成18年度～)及び帰国後の社会復帰支援のためのUNODCへの拠出(外務省)等の総合的な施策を実施。(内閣官房) ○「日本の人身取引対策」パンフレット(和文は平成18年、英文は平成20年に各5千部)を作成、配布した。(外務省) ○ 女性に対する暴力をなくす運動(男女共同参画推進本部 毎年 11月12日～25日)(7(1)ア②に前掲) ○ 人身取引対策についての広報啓発を実施するため、毎年ポスター・リーフレット(日本語・英語)を作成、全国の関係機関に配布。(内閣府) 20年度 ポスター:28,000枚、リーフレット:50,000枚 19年度 ポスター:28,000枚、リーフレット:50,000枚 18年度 ポスター:25,500枚

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			○ 入国管理局等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な雇用主、仲介業者の取締りを強化し、被害者の早期保護、国内外の人身取引の実体解明を実施。また、関係国の大使館や被害者を支援する民間団体との間で、コンタクトポイント会議を開催し緊密に情報交換。 (警察庁) ・人身取引事犯の検挙件数・検挙人員 平成20年 36件 33人(被害者は6ヶ国・地域36人を確認) 平成19年 40件 41人(被害者は5ヶ国43人を確認) 平成18年 72件 78人(被害者は5ヶ国58人を確認) ○ 入国管理局においては、入管法の一部改正や在留資格「興行」に係る上陸許可基準を定める省令の改正、在留特別許可の適切な運用等による被害者の保護等の取り組みを積極的に実施。(法務省) ○ 婦人相談所等における人身取引被害者の保護(厚生労働省 16年度～) 17年度:117人、18年度:36人、19年度36人

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	イ 関係法令の適切な運用 ○関係法令の適切な運用 ①刑法の改正による人身売買罪等の新設、出入国管理及び難民認定法の改正による人身取引等の被害者の保護等に関する規定の整備を図ることなどを内容とする刑法等の一部を改正する法律が一部を除き平成17年7月12日から施行されたことから、改正法の適切な運用により人身取引の撲滅や被害女性の保護等の取組を一層進める。	警察庁、 法務省	○ 人身売買罪の検挙件数・検挙人員（警察庁） 平成20年 2件 6人 平成19年 8件 9人 平成18年 10件 23人 ○ 国際的な問題となっている人身取引等の防止や違法営業の抑止を図ることを目的とした改正風営適正化法（平成18年5月施行）を適正に運用し、風俗営業等に係る人身取引事案の防止等を推進。（警察庁 平成18年度～） ○ 平成17年の刑法等の一部を改正する法律の施行後、平成20年12月末までの全国の検察庁における人身売買事件の通常受理件数は46件、起訴件数（公判請求）は39件、不起訴件数は7件であり、改正法を積極的に適用し、悪質な人身売買事犯に対し、厳正な科刑の実現に努めており、国外に存在するブローカーに対する捜査も積極的に推進し、事案の全容解明に努め、関係者の処罰による人身取引事犯の撲滅を推進。（法務省）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																																																																																		
			○ 入国管理局においては、入管法の一部改正（平成17年7月12日施行）、在留資格「興行」に係る上陸許可基準を定める省令の改正（17年及び18年）をするとともに、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を実施。（法務省） ○ 人身取引事案を認知した場合には、警察庁等の関係機関とも連携し、悪質な雇用主、ブローカー等の摘発や、その背後に潜在する国際犯罪組織の解明を視野に入れ、人身取引事案の撲滅に向けた取組みを一層強化している。平成20年に人身取引の加害者として退去強制令書（入管法24条第4号ハに該当）を発付した者は9人であり、国籍別の内訳は、インドネシア3人、タイ2人、中国（台湾）2人、中国1人、韓国1人（加害者はインドネシアの1人を除きいずれも女性）。なお、平成19年はフィリピン2人、タイ2人、インドネシア1人に対し、退去強制令書を発付。（法務省） 在留特別許可の適切な運用により被害者の保護に努めるとともに、関係行政機関等と緊密に連携した帰国支援を実施。（法務省） 人身取引の被害者数（平成18年～平成20年） <table><tr><th rowspan="3">国籍（出身地）</th><th colspan="6">人身取引の被害者</th><th colspan="3">合計</th></tr><tr><th colspan="3">正規在留者</th><th colspan="3">入管法違反者 （うち在留特別許可）</th><th colspan="3"></th></tr><tr><th>平成18年</th><th>平成19年</th><th>平成20年</th><th>平成18年</th><th>平成19年</th><th>平成20年</th><th>平成18年</th><th>平成19年</th><th>平成20年</th></tr><tr><td>フィリピン</td><td>19</td><td>21</td><td>4</td><td>10(10)</td><td>1(1)</td><td>2(2)</td><td>29</td><td>22</td><td>6</td></tr><tr><td>インドネシア</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>14(14)</td><td>7(7)</td><td>0</td><td>14</td><td>11</td><td>0</td></tr><tr><td>タイ</td><td>1</td><td>0</td><td>5</td><td>2(2)</td><td>5(5)</td><td>13(13)</td><td>3</td><td>5</td><td>18</td></tr><tr><td>韓国</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>1(1)</td><td>0</td><td>1(1)</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>中国（台湾）</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>バングラデシュ</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1(1)</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>総数</td><td>20</td><td>27</td><td>11</td><td>27(27)</td><td>13(13)</td><td>17(17)</td><td>47</td><td>40</td><td>28</td></tr></table> （注1）正規在留20人の在留資格の内訳は、「興行」18人、「短期滞在」2人である。 （注2）正規在留27人の在留資格の内訳は、「興行」22人、「短期滞在」4人、「日本人の配偶者等」1人である。 （注3）正規在留11人の在留資格の内訳は、「短期滞在」4人、「興行」3人、「日本人の配偶者等」3人、「特定活動」1人である。	国籍（出身地）	人身取引の被害者						合計			正規在留者			入管法違反者 （うち在留特別許可）						平成18年	平成19年	平成20年	平成18年	平成19年	平成20年	平成18年	平成19年	平成20年	フィリピン	19	21	4	10(10)	1(1)	2(2)	29	22	6	インドネシア	0	4	0	14(14)	7(7)	0	14	11	0	タイ	1	0	5	2(2)	5(5)	13(13)	3	5	18	韓国	0	2	0	1(1)	0	1(1)	1	2	1	中国（台湾）	0	0	2	0	0	0	0	0	2	バングラデシュ	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	1	総数	20	27	11	27(27)	13(13)	17(17)	47	40	28
国籍（出身地）	人身取引の被害者						合計																																																																																														
	正規在留者				入管法違反者 （うち在留特別許可）																																																																																																
	平成18年	平成19年	平成20年	平成18年	平成19年	平成20年	平成18年	平成19年	平成20年																																																																																												
フィリピン	19	21	4	10(10)	1(1)	2(2)	29	22	6																																																																																												
インドネシア	0	4	0	14(14)	7(7)	0	14	11	0																																																																																												
タイ	1	0	5	2(2)	5(5)	13(13)	3	5	18																																																																																												
韓国	0	2	0	1(1)	0	1(1)	1	2	1																																																																																												
中国（台湾）	0	0	2	0	0	0	0	0	2																																																																																												
バングラデシュ	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	1																																																																																												
総数	20	27	11	27(27)	13(13)	17(17)	47	40	28																																																																																												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	②外国人ホステス等の在留資格等の確認を風俗営業等の営業者に義務づけるなどの人身取引の防止対策等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律が平成17年11月に公布されたことから、人身取引の防止に向け、改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適切な運用に努める。 ③人身取引を防止するため、出入国管理の強化等に努めるとともに、加害者に対しては、刑罰法令を厳格に適用し、取締りの徹底に努める。また、被害者に対しては、その立場に十分配慮しつつ、法を適切に運用し、保護に努める。	警察庁、法務省 警察庁、法務省	○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（接客従業者の生年月日、国籍、在留資格等の確認義務）の検挙件数・検挙人員（警察庁） 平成20年 233件 10人 平成19年 146件 16人 平成18年（5～12月） 50件 60人 ※ 検挙人員については、同一人が数罪を犯し、又は数人が数罪を犯した場合、法定刑の最も重い罪（法定刑が同じときは主たる罪）につき1人又は数人として計上。 ○ 平成20年の風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律違反事件の通常受理件数は4,387件、起訴件数は2,731件（うち公判請求264件、略式命令請求2,467件）、不起訴件数は1,724件。 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律違反の件数は、「風営法改正部分」以外のものも含んだ数字である。（法務省） ○ 少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による事件情報の通報を受け、これを警察に提供して捜査等に役立てようとする「子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業」を運用。（警察庁 平成19年度～） ○ 人身取引を防止するため、被疑者に対しては、刑法（人身売買罪、脅迫、強要）、売春防止法、出入国管理及び難民認定法、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律、児童福祉法、職業安定法等の法令を厳格に適用し、重罰が課されるように努めている。（警察庁）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			○ 人身取引被害者である外国人女性は、ブローカー等から、警察に保護を求めれば、母国に残した家族に危害を加えると脅かされたりしており、警察に正しく被害を申告しない者も多いため、被害者からの事情聴取に当たっては、できる限り、女性職員や母国語を解する職員を充てるなど、被害者が安心して被害の実情やブローカーについて申告することができるように努めている。(警察庁) ○ 入国管理局においては、入管法の一部改正(平成17年7月12日施行)、在留資格「興行」に係る上陸許可基準を定める省令の改正(17年及び18年)をするとともに、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進。(法務省)(7(5)イ①に前掲) ○ 人身取引の防止策として、不法残留者が多く発生している出身国別にデータを分析し、上陸審査を強化するとともに、空港の直行通過区域(トランジットエリア)におけるパトロール活動を行い、不審者の監視・摘発に努めている。また、外国の空港にリエゾン・オフィサー(連絡渉外官)として偽変造文書鑑識のエキスパートを派遣するなど、水際対策を積極的に行っている。また、人身取引被害者、加害者等に関するデータを収集して集約・共有を図り、各地方入国管理官署において同データを活用することにより、厳格な審査、積極的な摘発を推進。(法務省) ○ 人身取引事案を認知した場合には、警察庁等の関係機関とも連携し、悪質な雇用主、ブローカー等の摘発や、その背後に潜在する国際犯罪組織の解明を視野に入れ、人身取引事案の撲滅に向けた取組みを一層強化している。平成20年に人身取引の加害者として退去強制令書(入管法24条第4号ハに該当)を発付した者は9人であり、国籍別の内訳は、インドネシア3人、タイ2人、中国(台湾)2人、中国1人、韓国1人(加害者はインドネシアの1人を除きいずれも女性)。なお、平成19年はフィリピン2人、タイ2人、インドネシア1人に対し、退去強制令書を発付。(法務省)(7(5)イ①に前掲)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																																																																															
			○ 在留特別許可の適切な運用により被害者の保護に努めるとともに、関係行政機関等と緊密に連携した帰国支援を実施。(法務省)(7(5)イ①に前掲) 人身取引の被害者数(平成18年～平成20年) <table><tr><th rowspan="3">内訳 国籍(出身地)</th><th colspan="6">人身取引の被害者</th><th colspan="3" rowspan="2">合計</th></tr><tr><th colspan="3">正規在留者</th><th colspan="3">入管法違反者 (うち在留特別許可)</th></tr><tr><th>平成18年</th><th>平成19年</th><th>平成20年</th><th>平成18年</th><th>平成19年</th><th>平成20年</th><th>平成18年</th><th>平成19年</th><th>平成20年</th></tr><tr><td>フィリピン</td><td>19</td><td>21</td><td>4</td><td>10(10)</td><td>1(1)</td><td>2(2)</td><td>29</td><td>22</td><td>6</td></tr><tr><td>インドネシア</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>14(14)</td><td>7(7)</td><td>0</td><td>14</td><td>11</td><td>0</td></tr><tr><td>タイ</td><td>1</td><td>0</td><td>5</td><td>2(2)</td><td>5(5)</td><td>13(13)</td><td>3</td><td>5</td><td>18</td></tr><tr><td>韓国</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>1(1)</td><td>0</td><td>1(1)</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>中国(台湾)</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>バングラデシュ</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1(1)</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>総数</td><td>20</td><td>27</td><td>11</td><td>27(27)</td><td>13(13)</td><td>17(17)</td><td>47</td><td>40</td><td>28</td></tr></table> (注1) 正規在留20人の在留資格の内訳は、「興行」18人、「短期滞在」2人である。 (注2) 正規在留27人の在留資格の内訳は、「興行」22人、「短期滞在」4人、「日本人の配偶者等」1人である。 (注3) 正規在留11人の在留資格の内訳は、「短期滞在」4人、「興行」3人、「日本人の配偶者等」3人、「特定活動」1人である。 ○ 平成17年の刑法等の一部を改正する法律の施行後、平成20年12月末までの全国の検察庁における人身売買事件の通常受理件数は46件、起訴件数(公判請求)は39件、不起訴件数は7件であり、積極的に改正法を適用するよう努めている。(法務省) ○ 事件の捜査・公判においては、被害者の人権及び特性に配慮した刑事手続の運用に努めており、例えば、捜査段階においては、被害者からの事情聴取が必要な場合、シェルターにおいて事情聴取を実施。(法務省) ○ なお、検察職員に対しては、その経験や能力等に応じて、犯罪被害者の保護・支援、人身取引被害者に対する配慮等に関する研修を実施するなどして、被害者の立場、心情等に配慮。(法務省)	内訳 国籍(出身地)	人身取引の被害者						合計			正規在留者			入管法違反者 (うち在留特別許可)			平成18年	平成19年	平成20年	平成18年	平成19年	平成20年	平成18年	平成19年	平成20年	フィリピン	19	21	4	10(10)	1(1)	2(2)	29	22	6	インドネシア	0	4	0	14(14)	7(7)	0	14	11	0	タイ	1	0	5	2(2)	5(5)	13(13)	3	5	18	韓国	0	2	0	1(1)	0	1(1)	1	2	1	中国(台湾)	0	0	2	0	0	0	0	0	2	バングラデシュ	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	1	総数	20	27	11	27(27)	13(13)	17(17)	47	40	28
内訳 国籍(出身地)	人身取引の被害者						合計																																																																																											
	正規在留者				入管法違反者 (うち在留特別許可)																																																																																													
	平成18年	平成19年	平成20年	平成18年	平成19年	平成20年	平成18年	平成19年	平成20年																																																																																									
フィリピン	19	21	4	10(10)	1(1)	2(2)	29	22	6																																																																																									
インドネシア	0	4	0	14(14)	7(7)	0	14	11	0																																																																																									
タイ	1	0	5	2(2)	5(5)	13(13)	3	5	18																																																																																									
韓国	0	2	0	1(1)	0	1(1)	1	2	1																																																																																									
中国(台湾)	0	0	2	0	0	0	0	0	2																																																																																									
バングラデシュ	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	1																																																																																									
総数	20	27	11	27(27)	13(13)	17(17)	47	40	28																																																																																									

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	ウ 被害者の立場に立った適切な対処の推進 ○被害者の保護及び医療支援 ①婦人相談所においては、必要に応じ適切に被害者の保護を行うとともに、従来の実績、所在地の秘匿性等から、民間シェルター等において、より適切な保護が見込まれる場合等には、人身取引被害者について、一時保護委託を実施する。 ②被害者は、長期間劣悪な環境下で性風俗営業等での労働を強いられて健康を害している者も多いことから、無料低額の医療が円滑に受けられるようにする。	厚生労働省 厚生労働省	○ 人身取引被害者の一時保護委託の実施(厚生労働省 平成17年度～) ○ 婦人相談所等における人身取引被害者の保護(厚生労働省 平成16年度～)(7(5)ア①に前掲) 17年度:117人、18年度:36人、19年度:36人 ○ 被害者に対する医療の確保を図るため、無料低額診療事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第9号に規定する無料低額診療事業をいう。)を行う施設の積極的活用を図ることが必要。 また、平成17年3月8日に厚生労働省社会・援護局総務課長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業における人身取引被害者等の取扱いについて」を発出。(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○関係諸制度の弾力的な運用等 ③退去強制事由に該当する人身取引被害者で速やかな帰国を希望する者については、婦人相談所又は民間シェルターに入居したまま退去強制手続を執って出国を可能とするような方法を検討するほか、国費送還についても弾力的な運用を図る。また、在留の継続が必要な場合は、生命身体への危険が認められないときには婦人相談所又は民間シェルターへの入居を依頼するなど、事案に応じた臨機応変な連携体制を確保する。 ④被害者に対しては、必要に応じて、在留資格の変更、在留期間の更新又は仮放免等を許可するなどして被害者の保護に努める一方、在留資格のない被害者については、在留を特別に許可することにより、その法的地位の安定を図る。	法務省、厚生労働省 法務省	○ 入国管理局においては、人身取引の被害者の保護の観点から、被害者を認知したときは、婦人相談所、民間シェルター等の保護施設に保護を要請し、その者が退去強制事由に該当すると認められるときでも、身柄を収容することなく退去強制手続を進めることとしており、また、関係行政機関等と緊密に連携した帰国支援を行うなど、関係機関と協力しながら、適切に対応。(法務省) ○ 人身取引被害者の一時保護委託の実施(厚生労働省 17年度～)(7(5)ウ①に前掲) ○ 婦人相談所等における人身取引被害者の保護(厚生労働省 16年度～)(7(5)ア①に前掲) 17年度:117人、18年度:36人、19年度:36人 ○ 入国管理局においては、人身取引の被害者から在留資格の変更又は在留期間の更新の申請があった場合には、被害者の状況等、個々の事情を勘案しながら、被害者の保護を念頭に、適切に対応することとしている。被害者が退去強制事由に該当する場合でも、その者の立場を十分に配慮しながら、その者の希望を踏まえ、在留特別許可により正規に滞在できるようにするなど適切に対応。(法務省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○外国語への対応 ⑤日本語が十分に理解できない被害者に対し、我が国の人身取引対策、特に被害者保護のための取組を周知するため、外国語のパンフレットの作成等工夫をこらした広報を行う。 ⑥日本語が十分に理解できない被害者に対し、民間団体と連携する等通訳の確保に配慮する。	内閣府、法務省 法務省、厚生労働省	○ 法務省のホームページにおいて、日本語が十分に理解できない被害者のために、英語や中国語の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」の連絡先等を掲載している。また、内閣府のホームページにおいても「外国人のための人権相談所」にリンクし、情報提供。（内閣府） ○ 入国管理局においては、関係省庁と協力しながら、タイ語、タガログ語、スペイン語等10ヶ国語で記載されたリーフレットを関係機関等に配布するなどして、人身取引の被害者に我が国の取組が周知されるよう取り組み。（法務省） ○ 入国管理局においては、被害者への事情聴取等において、在日大使館等の関係機関の協力を得ながら、被害者の母国語の通訳を介して意思の疎通を図るなど、適切に対応。（法務省） ○ 人身取引被害者の一時保護委託の実施（厚生労働省 平成17年度～）（7(5)ウ①に前掲） ○ 婦人相談所における通訳の確保（厚生労働省）

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	エ 調査研究等の推進 ○調査研究等の推進 ①独立行政法人国立女性教育会館その他の機関においては、人身取引の防止を図る観点から必要な調査研究・教材の開発等を行う。	文部科学省、関係府省	○独立行政法人国立女性教育会館では、17年度～18年度に「人身取引とその防止・教育・啓発に関する調査研究」を実施し、その結果に基づき19年度～20年度に「人身取引と多面的防止・教育・啓発に関する調査研究」を実施して教材および啓発プログラムの開発に資する研究を行い、さらに、平成21年度から「人身取引の防止のための教育・啓発と連携方策に関する調査研究」を実施しているところ。（文部科学省 平成17年度～）

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
(6)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進 ○企業等における対策 ①男女雇用機会均等法のセクシュアル・ハラスメントに関する規定に基づき、セクシュアル・ハラスメント防止に関する事業主等の認識を高め、防止対策の徹底を図る。	厚生労働省	○ 企業の取組の改善を促すため、セクシュアルハラスメント防止対策自主点検表(パンフレット)を作成・配布(厚生労働省 平成14年度～) ○ セクシュアルハラスメントを防止するための具体的ノウハウを提供する実践講習の事業を実施(厚生労働省) ○ 実施講習参加人数 平成20年度 2,519人 平成19年度 5,371人 平成18年度 5,429人 ○ パンフレットを配布し、企業等への周知啓発を実施(厚生労働省)

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	②パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアル・ハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対する是正指導、及び専門的な知識、技術を持ったセクシュアルハラスメントカウンセラーの活用等により、適切な相談対応等を引き続き行う。 ③周囲の者の無理解で不用意な言動により被害者の心を更に傷つけることのないようにするとともに、被害者が安心して相談でき、相談の結果が職場等の組織や環境の改善につながるような体制の整備が求められること及び職場等における定期的かつ積極的な研修を実施することなどにつき、企業に対す	厚生労働省 厚生労働省	○ 相談体制の充実のためセクシュアル・ハラスメント相談員を設置(厚生労働省 平成12年度～) ※18年度まではセクシュアルハラスメント・カウンセラー 相談件数(内数は、平成18年度:女性労働者等からの相談、平成19年度以降:労働者からの相談) 平成20年度 13,529(8,761)件 平成19年度 15,799(8,686)件 平成18年度 11,102(7,790)件 ○ セクシュアルハラスメントの防止対策を講じてない企業等に対して行政指導を実施(厚生労働省) 雇用均等室における是正指導件数 平成20年度 9,238件 平成19年度 9,854件 平成18年度 4,912件 ○ セクシュアルハラスメントの防止対策を講じてない企業等に対して行政指導を実施(厚生労働省) 雇用均等室における是正指導件数 平成20年度 9,238件 平成19年度 9,854件 平成18年度 4,912件

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○国家公務員についての対策 ④男女雇用機会均等法が適用されない国家公務員については、人事院規則10－10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)(平成10年11月、人事院規則)及び人事院規則10－10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)の運用について(平成10年11月、人事院事務総長通知)等に基づき、研修等の防止対策をより組織的、効果的に推進する。	全府省	○ 女性に対する暴力をなくす運動の実施(男女共同参画推進本部 毎年 11月12日～25日)(7(1)ア①に前掲) ○ 職員に対し、パンフレットの配布や研修の実施を通じ、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための取組を推進。 ○ 毎年12月4日～12月10日を「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」と定め、その期間中、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム」及び「セクシュアル・ハラスメント防止講演会」を開催(人事院) ○ 各府省担当者を対象に「セクシュアル・ハラスメント防止対策担当者会議」を毎年開催(人事院)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進 ○教育の場における対策 ①国公立学校等に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアル・ハラスメントの防止等の周知徹底を行う。	文部科学省	○ 国立大学法人に対し、人事院規則等の改正を受け、「文部科学省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」の改正を行ったことについて周知。（文部科学省 平成19年度） ○ 各都道府県私立学校担当者、学校法人関係者に対しセクシュアル・ハラスメントの防止について各種会議において周知。（文部科学省） ○ 男女雇用機会均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）に従い、公立学校等において性的な言動に起因する問題に関して適正な職場管理が確保されるよう、任命権者に適切な対策を講じるよう通知等により指導。（文部科学省 平成11年～） ○ 教員の学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止のための全学的な調査・対策機関を設置している大学 平成17年度 609大学（約85%） 平成18年度 646大学（約88%） 平成19年度 671大学（約90%） （文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」より）

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	②大学は、相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう努める。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底に努める。	文部科学省	○ 教員に対して、学内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のための対策を全学的に実施している大学 平成17年度602大学(約84%) 平成18年度628大学(約86%) 平成19年度655大学(約88%) (文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」より) ○ 平成18年1月24日に開催された『平成17年度学校法人の運営等に関する協議会』において、「大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止について」の通知を配布し周知。(文部科学省) ○ 教員の学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止のための全学的な調査・対策機関を設置している大学(7(6)ア①に前掲) ○ 教員に対して、学内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のための対策を全学的に実施している大学(7(6)ア①に前掲)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	③教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童・生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備等を推進する。 ④セクシュアル・ハラスメントを行った教職員に対しては、懲戒処分も含め厳正な対応を行う。また、懲戒処分については、再発防止の観点から、被害者のプライバシーを考慮しつつ、その公表について検討する。	文部科学省 文部科学省	○ 毎年、教育職員に係る懲戒処分の状況を調査・公表し、任命権者に対して、教育職員の服務規律の一層の確保を図るよう指導。(文部科学省) ○ 被害者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処する体制の整備について、各教育委員会に指導。(文部科学省) ○ 毎年、児童生徒に対するわいせつ行為等は、教育職員として絶対に許されないことであり、そのような行為を行った教育職員に対しては、原則懲戒免職とする等、厳正な対応をするよう任命権者に通知。処分の際に児童生徒が関係している場合には、プライバシー保護に十分注意するよう、併せて指導。(文部科学省) ○ 毎年、懲戒処分の厳正な運用や不祥事抑止のため、任命権者に懲戒処分基準の作成を指導。(文部科学省) ○ 毎年、教育職員に係る懲戒処分の状況を調査・公表。(文部科学省)

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	ウ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進 ○その他の場における対策 ①スポーツ、文化芸術等の分野における指導者等からのセクシュアル・ハラスメント及び医療・社会福祉その他の施設等におけるセクシュアル・ハラスメントを含むあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努める。	文部科学省、厚生労働省、関係府省	○ スポーツ団体を統轄する(財)日本体育協会では、『財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン』を制定。加盟団体に配布するとともに、ホームページにて公開し、スポーツ界におけるセクシュアル・ハラスメント防止意識の醸成に努めている。(文部科学省) ○ 文化庁所管公益法人に対して、男女共同参画基本計画(第2次)に係る通知を発出し、周知。(文部科学省)

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
(7)ストーカー行為等への対策の推進	ア ストーカー行為等への厳正な対処 ○ストーカー行為等への厳正な対処 ①被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動を的確に遂行するための体制を整備するとともに、ストーカー規制法に抵触する行為に対しては、同法に基づいた警告、禁止命令等の行政措置、検挙措置等を徹底する。	警察庁	○ 平成17年11月、平成20年1月及び平成21年3月にストーカー規制法の運用を見直すことによりストーカー事案への対応の強化を図りつつ、同法に基づく迅速な警告と適正な取締りを実施。(警察庁 平成12年度～)(7(1)イ⑥に前掲)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																	
	イ 被害者等の支援及び防犯対策 ○被害者の支援及び防犯対策 ①ストーカー規制法に基づき、被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助のほか、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策を的確に実施する。また、関係行政機関・団体との連携を強化して、効果的な被害者支援及び防犯対策を推進する。	警察庁	○被害者に対して再度危害が加えられることを未然に防止するため、各都道府県警察に整備された携帯用自動通報装置を被害者に貸出、被害者の不安感の払拭や安全確保を実施。（警察庁） <table><tr><th colspan="3">○ストーカー規制法援助の実施状況</th></tr><tr><th></th><th>平成17年</th><th>平成18年</th></tr><tr><td>被害防止措置の教示</td><td>653</td><td>670</td></tr><tr><td>被害防止交渉に必要な事項の連絡</td><td>122</td><td>81</td></tr><tr><td>行為者の氏名及び連絡先の教示</td><td>55</td><td>62</td></tr><tr><td>被害防止交渉に関する助言</td><td>155</td><td>121</td></tr><tr><td>被害防止活動を行う民間組織の紹介</td><td>23</td><td>14</td></tr><tr><td>被害防止交渉場所としての警察施設の利用</td><td>153</td><td>147</td></tr><tr><td>被害防止に資する物品の教示又は貸出</td><td>476</td><td>409</td></tr><tr><td>警告等を実施した旨の書面の交付</td><td>37</td><td>27</td></tr><tr><td>その他被害防止のための適当な援助</td><td>725</td><td>835</td></tr></table>	○ストーカー規制法援助の実施状況				平成17年	平成18年	被害防止措置の教示	653	670	被害防止交渉に必要な事項の連絡	122	81	行為者の氏名及び連絡先の教示	55	62	被害防止交渉に関する助言	155	121	被害防止活動を行う民間組織の紹介	23	14	被害防止交渉場所としての警察施設の利用	153	147	被害防止に資する物品の教示又は貸出	476	409	警告等を実施した旨の書面の交付	37	27	その他被害防止のための適当な援助	725	835
○ストーカー規制法援助の実施状況																																				
	平成17年	平成18年																																		
被害防止措置の教示	653	670																																		
被害防止交渉に必要な事項の連絡	122	81																																		
行為者の氏名及び連絡先の教示	55	62																																		
被害防止交渉に関する助言	155	121																																		
被害防止活動を行う民間組織の紹介	23	14																																		
被害防止交渉場所としての警察施設の利用	153	147																																		
被害防止に資する物品の教示又は貸出	476	409																																		
警告等を実施した旨の書面の交付	37	27																																		
その他被害防止のための適当な援助	725	835																																		

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	○関係者の意識・能力の向上 ②被害者の立場に立ったより適切かつ適正な支援・相談、捜査活動が実施できるように相談員や捜査員の意識の涵養、専門的能力の向上に努める。 ○配偶者からの暴力による被害者の親族等に対する保護 ③配偶者からの暴力の被害者の親族や支援者等についても、ストーカー規制法に基づき、親族等の求めに応じて、加害者への警告等を行うことにより、配偶者からの暴力による被害者及びその親族等のより効果的な保護に努める。	警察庁 警察庁	○ 国民からの相談等に適切に対応することができるよう、警察庁において、都道府県警察のストーカー・配偶者暴力対策の担当職員を対象とした全国レベルの専科教養「ストーカー・配偶者暴力対策専科」を実施。（警察庁 平成13年度～）（7（1）イ④に前掲） ○ 「ストーカー対策マニュアル」を作成し、各都道府県警察に配布（警察庁 平成18・20年度）（7（1）イ④に前掲） ○ 警察庁において、性犯罪捜査に従事している者等を対象とした全国レベルの専科教養「性犯罪捜査専科」を実施（平成19年度～）（警察庁）（7（1）イ④に前掲） ○ 平成16年1月に発出した通達に基づき、引き続き、配偶者からの暴力事案において、被害者からの親族、支援者等に対する暴行、傷害や脅迫、つきまとい等の行為があるとの相談があった場合は、当該被害者の了解を得た上で、親族、支援者等からの事情聴取を実施するよう努め、親族、支援者等自身からつきまとい等について相談がなされた場合には、当該親族、支援者等に対し、防犯指導等必要な措置を講じるとともに、ストーカー規制法の適用に積極的に検討。（警察庁）（7（2）ウ③に前掲）

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	ウ 広報啓発の推進 ① どのような行為がストーカー行為に当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取締りや対応ができるのか、また、被害者の支援者も、つきまとい等があった場合は法の対象となり得ること等について、広報啓発をより一層推進する。	警察庁	○ どのような行為がストーカー行為に当たるのか等について、広報啓発用のリーフレットを作成して各都道府県警察に配布するとともに、都道府県警察のホームページに記載して広報啓発を実施。（警察庁）